

# 令和2年10月1日、市役所の組織機構改革を実施します

市では、行政執行体制を強化し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、組織機構改革として危機管理、財産管理、企業誘致の担当組織を新設し、それに伴う係の再編や事務分掌の移管を行います。

●変更図(関係組織のみ記載)

| 現 状   |       |         | 令和2年10月1日から |         |       |
|-------|-------|---------|-------------|---------|-------|
| 企画部   | 人事秘書課 | 秘書広報係   | 人事秘書課       | 秘書広報係   |       |
|       |       | 人事係     |             | 人事係     |       |
|       | 企画政策課 | 企画政策係   | 企画政策課       | 企画政策係   |       |
|       |       | 情報システム係 |             | 情報システム係 |       |
| 市民協働係 |       | 市民協働係   |             |         |       |
| 総務部   | 防災行政課 | 防犯防災係   | 総務課         | 行政係     |       |
|       |       | 行政係     |             | 交通防犯係   |       |
|       | 財政課   | 財政係     | 財政課         | 財政係     |       |
|       |       | 契約検査係   |             | 法規係     |       |
|       |       | 管財係     |             | 財産管理係   |       |
|       |       | 契約検査係   |             | 契約検査係   |       |
|       | 税務課   | 市民税係    | 税務課         | 市民税係    |       |
|       |       | 固定資産税係  |             | 固定資産税係  |       |
|       | 収納課   | 管理係     | 収納課         | 管理係     |       |
|       |       | 収納係     |             | 収納係     |       |
|       |       |         | 危機管理部       | 危機管理課   | 危機管理係 |

●その他 上記以外で防災行政課から移管する事務

- 保護司及び更生保護事務 → 健康福祉部社会福祉課
- 空き家対策、耐震診断・改修事務 → 建設部都市計画課

■問合せ 人事秘書課(北館3階)

## 市民課窓口業務の一部が事業者委託に変わります

10月1日から、市民課窓口の業務の一部を事業者へ委託します。  
委託するのは、証明書発行、窓口受付、フロア案内などです。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 証明書発行业務 | 戸籍関係・住民票関係・印鑑登録関係など    |
| 窓口受付業務  | 各種証明書の申請・住民異動届・戸籍の各届など |
| フロア案内業務 | 各種証明書の申請・住居異動届の記載案内など  |



窓口での申請や手続き方法は、これまでと変わりません。

また、個人情報保護の徹底や秘密の保持に関する取り決めに関しては、委託契約の中で、**厳重に取扱うこととされており、これまでと同様に安心してご利用いただけます。**

今後も、さらなる市民サービスの向上、窓口業務の充実を図ってまいります。

■問合せ 市民課(北館1階)

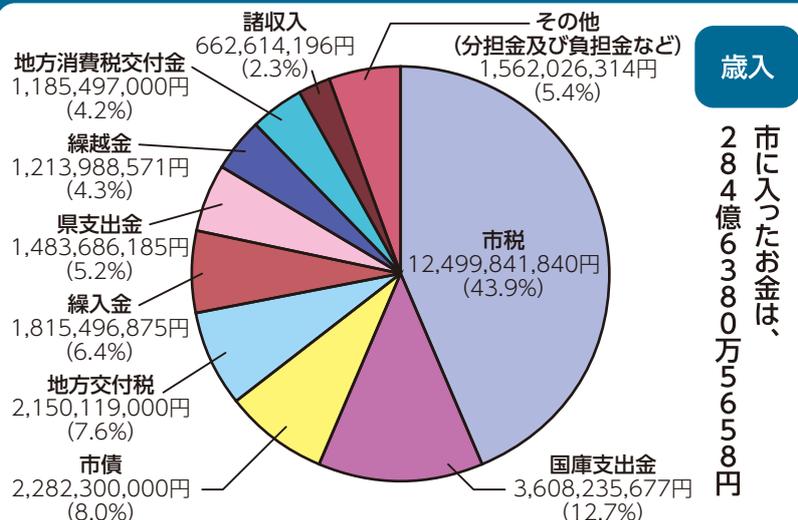


# 令和元年度 清須市決算報告

■問合せ 財政課(南館3階)

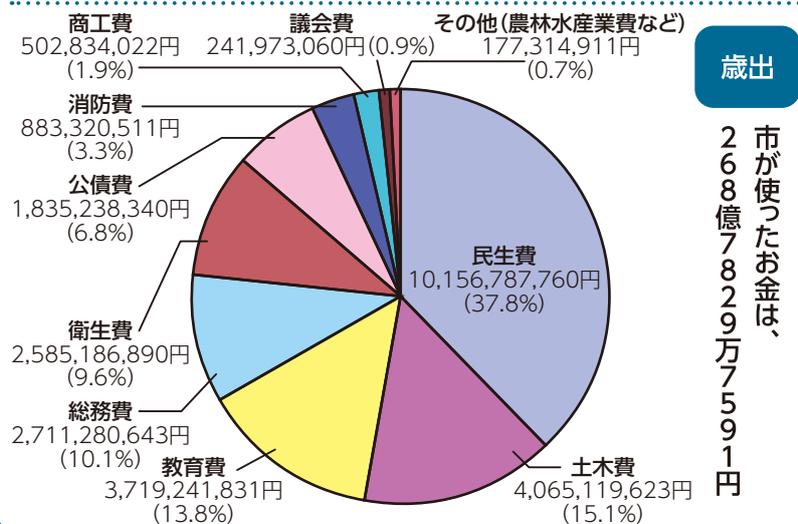
令和元年度の決算は、令和2年9月清須市議会定例会において、次のとおり認定されました。  
各会計とも適切な予算執行により、黒字決算となっています。

## 一般会計



### 歳入

284億6380万5658円  
市に入ったお金は、



### 歳出

268億7829万7591円  
市が使ったお金は、

## 特別会計

(単位:円)

| 区分      | 歳入            | 歳出            | 内容   |
|---------|---------------|---------------|--|
| 国民健康保険  | 6,040,241,169 | 5,925,509,222 | 国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に設置 |
|         | 4,632,229,636 | 4,529,638,250 | 介護保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置                  |
| 後期高齢者医療 | 1,500,899,608 | 1,471,009,312 | 後期高齢者医療事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置               |

## 企業会計

(単位:円)

| 区分   | 事業収益合計        | 事業費用合計        | 純利益        | 内容  |
|------|---------------|---------------|------------|---|
| 水道事業 | 207,262,634   | 190,313,797   | 16,948,837 | 清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に設置 |
|      | 1,536,195,755 | 1,486,337,056 | 49,858,699 | 市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的に設置         |

## 市民1人あたりの市税負担額の状況

(単位:円)

| 区分    | 決算額            | 市民1人あたりの決算額(※1) |
|-------|----------------|-----------------|
| 市民税   | 5,513,748,747  | 79,668          |
| 個人市民税 | 4,290,952,347  | 62,000          |
| 法人市民税 | 1,222,796,400  | 17,668          |
| 固定資産税 | 5,674,416,267  | 81,989          |
| 軽自動車税 | 112,783,800    | 1,630           |
| 市たばこ税 | 430,535,199    | 6,221           |
| 都市計画税 | 768,357,827    | 11,102          |
| 合計    | 12,499,841,840 | 180,610         |

※1 市民1人あたりの決算額は、令和2年3月31日現在の総人口69,209人で割った額です。



## 市民1人あたりの一般会計歳出額の状況

(単位:円)

| 区分                               | 決算額            | 市民1人あたりの |             |
|----------------------------------|----------------|----------|-------------|
|                                  |                | 決算額(※2)  | 一般財源ベース(※3) |
| <b>民生費</b>                       | 10,156,787,760 | 146,755  | 82,711      |
| お年寄りや障がいをもつ方のために                 | 5,125,058,046  | 74,052   | 51,262      |
| 児童のために                           | 4,063,225,892  | 58,709   | 26,963      |
| その他、生活保護世帯などのために                 | 968,503,822    | 13,994   | 4,486       |
| <b>土木費</b>                       | 4,065,119,623  | 58,737   | 37,425      |
| 道路の維持管理や新設改良のために                 | 534,875,722    | 7,728    | 4,481       |
| 公園のために                           | 194,061,332    | 2,804    | 2,483       |
| その他、土地区画整理や都市下水道などのために           | 3,336,182,569  | 48,205   | 30,461      |
| <b>教育費</b>                       | 3,719,241,831  | 53,739   | 26,810      |
| 学校(幼稚園を含む。)のために                  | 1,955,500,540  | 28,255   | 8,644       |
| 生涯学習のために                         | 918,624,664    | 13,273   | 10,860      |
| その他、給食センターや教育委員会運営のために           | 845,116,627    | 12,211   | 7,306       |
| <b>総務費</b>                       | 2,711,280,643  | 39,175   | 35,597      |
| 自治コミュニティ振興のために                   | 91,421,833     | 1,321    | 1,068       |
| 選挙(参議院議員選挙など)のために                | 23,211,623     | 336      | 15          |
| その他、ゴミバスの運行や交通安全、PCB廃棄物の処理などのために | 2,596,647,187  | 37,518   | 34,514      |
| <b>衛生費</b>                       | 2,585,186,890  | 37,354   | 28,866      |
| ごみ処理やし尿処理のために                    | 1,494,732,588  | 21,598   | 19,354      |
| 市民の健康のために                        | 1,087,072,302  | 15,707   | 9,463       |
| 上水道のために                          | 3,382,000      | 49       | 49          |
| <b>公債費</b> 借り入れた市債の返済のために        | 1,835,238,340  | 26,517   | 26,517      |
| <b>消防費</b>                       | 883,320,511    | 12,763   | 12,459      |
| 救急、常備消防のために                      | 727,411,000    | 10,510   | 10,510      |
| 防災対策のために                         | 78,919,355     | 1,140    | 920         |
| その他、市消防団などのために                   | 76,990,156     | 1,113    | 1,029       |
| <b>商工費</b>                       | 502,834,022    | 7,266    | 4,163       |
| 商工業振興のために                        | 184,432,269    | 2,665    | 617         |
| その他、観光などのために                     | 318,401,753    | 4,601    | 3,546       |
| <b>議会費</b> 市議会運営のために             | 241,973,060    | 3,496    | 3,496       |
| <b>農林水産業費</b> 農業振興などのために         | 175,314,911    | 2,533    | 1,981       |
| <b>労働費</b> 労働者への金融貸付などのために       | 2,000,000      | 29       | 0           |
| <b>合計</b>                        | 26,878,297,591 | 388,364  | 260,025     |

※2 市民1人あたりの決算額は、令和2年3月31日現在の総人口69,209人で割った額です。

※3 一般財源ベースは、決算額から国・県支出金など事業が特定される収入を除いたもので、主に市税が中心となっています。

### 健全化判断比率

| 区分       | 比率   | 早期健全化<br>基準 |
|----------|------|-------------|
| 実質赤字比率   | —    | 12.72%      |
| 連結実質赤字比率 | —    | 17.72%      |
| 実質公債費比率  | 2.0% | 25.0%       |
| 将来負担比率   | 0.8% | 350.0%      |

### 資金不足比率

| 区分    | 比率 | 経営健全化<br>基準 |
|-------|----|-------------|
| 水道事業  | —  | 20.0%       |
| 下水道事業 | —  | 20.0%       |

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市民の皆様は、令和元年度決算の健全化判断比率等をお知らせします。

この法律では、各指標が早期健全化基準(経営健全化基準)の数値以上となった場合に、自主的な改善を義務付けられる財政健全化団体(経営健全化団体)となり、さらに、財政再生基準の数値以上となった場合に、国等の関与により財政の建て直しを図る財政再生団体となります。

本決算においては、各指標のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率は、ともに赤字を生じなかったため、早期健全化基準には該当せず、実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準を下回りました。

また、水道事業及び下水道事業における資金不足比率については、資金不足が生じていないため、該当しませんでした。

**令和元年度決算の健全化判断比率等をお知らせします**



## インフルエンザ予防接種費の補助に関するお知らせ

今年の秋冬は、症状が似ている「インフルエンザ」と「新型コロナウイルス」の同時流行が懸念されています。インフルエンザ予防接種は、発病や重症化を防ぐ効果があるといわれています。

以下の方には、**費用の補助があります**ので、ぜひご利用ください。

ワクチンの入荷状況等により、医療機関での実施期間が異なる場合があります。直接医療機関へ相談し、ご予約ください。**混雑が見込まれますので、予約については、かかりつけ医へご相談ください。予約後、体調や都合などにより接種ができなくなった場合は、予約した医療機関へ必ずキャンセルの連絡をしてください。**また、受診時はマスクの着用をお願いします。

不明な点がありましたら、健康推進課へお問い合わせください。

■問合せ 健康推進課(北館2階)

### 高齢者インフルエンザ予防接種

|      |  |      |    |
|------|--|------|----|
| 対 象  | 清須市に住民登録のある①②の希望者<br>①満65歳以上 ②満60歳～64歳の身体障がい者手帳(1級相当)所持者のうち、該当する方(②の方には案内を送ります。)   |      |    |
| 接種期間 | <b>10月1日(木)～令和3年1月31日(日)</b><br>※接種希望の方は、お早めにご予約ください。  |      |    |
| 補助回数 | 1回のみ   | 接種費用 | 無料 |
| 接種場所 | <b>(1) 指定医療機関</b> (持ち物:健康保険証など、住所・年齢が確認できるもの)<br><b>(2) 愛知県広域予防接種事業の協力医療機関</b><br>※(2)の医療機関をご希望の場合は、 <b>10月15日(木)</b> から接種可能です。事前に健康推進課へ申請し、「連絡票」と「広域用予診票」を持参の上、医療機関を受診してください。<br><b>(3) 上記以外の医療機関</b><br>※(3)の医療機関の場合、接種後に償還手続きをしてください。<br>補助の申請期日は <b>令和3年3月31日(水)</b> です。 |      |    |



### 妊婦・子ども 季節性インフルエンザ予防接種

市独自  
施策

|      |  |          |        |
|------|--|----------|--------|
| 対 象  | 清須市に住民登録のある①②の希望者<br>①生後6か月(接種時)～13歳未満(接種時)<br>②13歳(接種時)～18歳(平成14年4月2日以降生まれの方)、妊婦  |          |        |
| 接種期間 | <b>10月26日(月)～令和3年1月31日(日)</b><br>※10月1日～25日の間に接種した場合も補助の対象となりますが、ワクチンをより必要とされている高齢者の皆さまが接種できるよう、 <b>10月26日からの接種にご協力をお願いします。</b>  |          |        |
| 補助回数 | 対象①の方:2回 対象②の方:1回  | 補助費用(上限) | 1,000円 |
| 接種場所 | <b>市内の指定医療機関</b><br>(持ち物:母子健康手帳・子ども医療費受給者証・健康保険証)<br>※指定医療機関以外で接種する場合、償還払いで補助します。接種後、下記のものをお持ちいただき、健康推進課窓口までお越しください。<br>補助の申請期日は <b>令和3年3月31日(水)</b> です。<br>(1)本人確認のできるもの (2)被接種者名の記載のあるインフルエンザ予防接種領収書(原本) (3)振込先口座の写し(金融機関名・支店名・種別・口座(通帳)番号・口座名義人が確認できるもの) (4)印章(はんこ) (5)母子健康手帳 |          |        |





**ボランティア活動 功労者表彰**

長年にわたり、地域社会の向上に尽力された功績に対し、次の団体が愛知県から表彰を受けられました。  
(敬称略)

**テンドー**



**高齢者叙勲**  
〈瑞宝双光章〉

長年にわたり、情報通信事業に携わり、国の情報通信発展に尽力された功績によるものです。  
(敬称略)

**成田重藏**  
(清洲)



## 令和3年 清須市成人式 ■問合せ 生涯学習課(南館1階)

令和3年の成人式は平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方が対象です。  
清須市に住民登録のある方(令和2年11月20日現在)に、12月上旬ごろ、案内はがきを郵送します。  
**今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小学校区ごとに開催します。**現在お住まいの小学校区をご確認ください。また、館内への入場は新成人のみに限らせていただきます。  
なお、今後の感染状況等により、開催を中止する場合があります。ご理解の程よろしく願います。

**開催日 令和3年1月9日(土)**

| 時間                      | 会場        | 小学校区         |
|-------------------------|-----------|--------------|
| 受付 午前10時30分<br>開式 午前11時 | にしび創造センター | 古城小学校        |
|                         | 清洲市民センター  | 清洲東小学校       |
|                         | カルチバ新川    | 新川小学校        |
|                         | 春日公民館     | 春日小学校        |
| 受付 午後1時30分<br>開式 午後2時   | にしび創造センター | 西枇杷島小学校      |
|                         | 清洲市民センター  | 清洲小学校        |
|                         | カルチバ新川    | 星の宮小学校・桃栄小学校 |

※諸事情により他の小学校区への式典に参加を希望される方は、事前に生涯学習課までご連絡ください。

### 市外転出者で清須市成人式に参加希望の場合

清須市出身で市外に転出されている新成人の方もご参加いただけます。  
参加を希望される場合は、生涯学習課までご連絡ください。

### 他市の成人式に参加される場合

成人式は市町村ごとに開催しています。成人式の事前申込が必要なところや自由参加のところなど、開催の形式はさまざまですので、参加を希望される市町村に直接お問い合わせください。

### 【民法改正後の成人式の対象年齢について】

民法の改正により、令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられますが、清須市では令和4年度以降の成人式も現行どおり20歳を対象に執り行う予定です。



## 寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、有効に使わせていただきます。  
ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○オクトワークス 様 詰替用スプレーボトル 5,000本



## 「国勢調査2020」調査票の提出はお済みですか？

国勢調査は、令和2年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人及び世帯が対象です。なお、外国人も対象となります。

9月に調査員が世帯を訪問して、インターネット回答用IDと紙の調査票を配布しています。

万一、インターネット回答用IDと紙の調査票が届いていない場合は、企画政策課までご連絡ください。

|      |  |
|------|--|
| 回答方法 | <p>インターネット、紙の調査票どちらでも回答可能です。<br/>※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、パソコン、スマートフォン、タブレットなどによるインターネット回答又は紙の調査票の郵送回答にご協力ください。</p> <p>インターネット回答、紙の調査票による<b>回答期間は、10月7日(水)まで</b>です。<br/>なお、インターネットで回答いただいた場合は、紙の調査票の提出は不要となりますので、紙の調査票には何も記入せず破棄してください。<br/>調査員は、身分証明書(調査員証)を携帯しています。万一、不審に思われるようなことがあった場合は、企画政策課までご連絡ください。</p> |
| 問合せ  | <p>●国勢調査コールセンター(総務省)<br/>11月30日(月)まで(土・日曜日、祝日もご利用できます。)午前8時～午後9時<br/>ナビダイヤル ☎0570-07-2020<br/>IP電話 ☎03-6636-9607</p> <p>※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。IP電話は所定の通話料金となります。</p> <p>●市国勢調査担当[企画政策課(北館3階)]<br/>午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)</p>                           |

## PCB使用製品・PCB廃棄物の処分期間が迫っています

PCB使用製品及びPCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等に定められた期限までに処分の委託をしなければなりません。**高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。**

PCB含有の有無の確認、処分の手続きには時間がかかりますので早めにご確認ください。

### 県内のPCB廃棄物の処分期間

| 区分        | 廃棄物の種類                  | 処分期間         |
|-----------|-------------------------|--------------|
| 高濃度PCB廃棄物 | 変圧器・コンデンサー等             | 2022年3月31日まで |
|           | 安定器・汚染物等(小型電気機器の一部を除く。) | 2021年3月31日まで |
| 低濃度PCB廃棄物 | 全ての種類                   | 2027年3月31日まで |

■PCB廃棄物に関する問合せ 県尾張県民事務所廃棄物対策課 ☎052-961-8340  
県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室 ☎052-954-6236



## 市国民健康保険特定健診の受診は12月までです ～特定健診は生活習慣病からあなたを守るための大切な健診です～

|      |   |
|------|---|
| 受診方法 | <b>個別健診(医療機関健診)</b><br>対象の方には、受診券(ピンク色)を送付しています。<br>指定医療機関(受診券に記載されています。)に直接、ご予約ください。<br>※詳細につきましては、受診券をご覧ください。                 |
| 特典   | <b>受診された方</b> に、お得な特典(割引・1品サービスなど)が受けられる「信長クーポン券(5枚綴り)」をお渡しします。<br>※ご利用が可能な店舗やサービス内容は、市ホームページ[健康応援OTOKUDA信長クーポン取扱店一覧表]でご確認ください。 |



◀こちらからもダウンロードできます

市国民健康保険の特定健診の対象の方で、お勤め先等で健康診断を受けられた方は、健診結果表を提出していただくと、「信長クーポン券」をお渡しします。

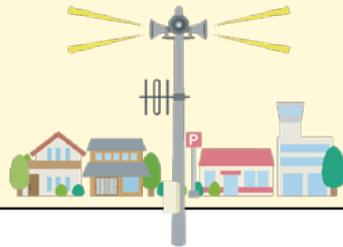
■問合せ 信長クーポン券について 保険年金課(北館1階)  
 特定健診について 健康推進課(北館2階)

## 防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練の実施

10月7日(水) 午前11時ごろ 実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「J-ALERT(ジェイ・アラート)」から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さまへお伝えするため、市内で緊急情報伝達訓練を行います。

市が当日実施する試験は、次のとおりです。



|        |   |
|--------|---|
| 情報伝達手段 | 防災行政無線の放送   |
| 内容     | 市内110カ所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。<br><b>【放送内容】</b><br><b>「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 防災行政無線チャイム</b> |

注) 清須市以外の地域でも、全国的にさまざまな情報伝達手段で試験が実施されます。

J-ALERT(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■問合せ 危機管理課(北館3階)

## きよすあしがるサイクル事業がはじまります

10月1日(木)から、「きよすあしがるサイクル」が装いを新たに、清洲城を拠点にオープンします。きよすのまちをレンタサイクルで散策してみませんか。ぜひご利用ください。



|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 受付場所  | 清洲城管理事務所                              |
| 利用対象者 | 小・中学生以上 ※小・中学生は、満20歳以上の方が同伴する場合があります。 |
| 利用時間  | 清洲城営業日の午前10時～午後4時(受付は午後3時まで)          |
| 利用料   | 100円/回                                |

■問合せ 産業課(南館3階)



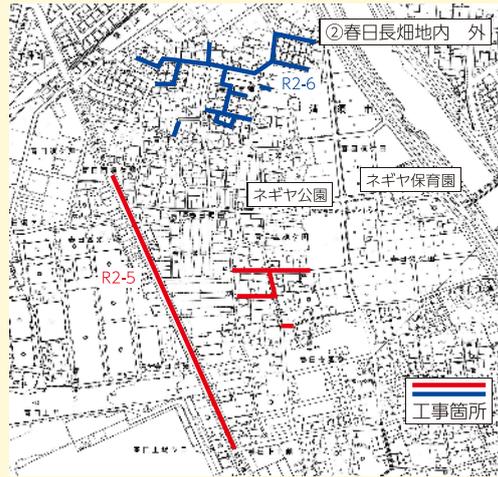
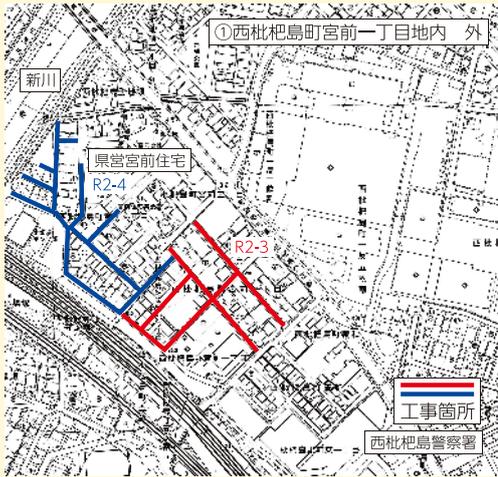
## 下水道工事のお知らせ

■問合せ 上下水道課(南館2階)

次の場所で下水道工事を行います。

また、下水道工事の前後に、東邦ガス・名古屋市上下水道局などによるガス工事・水道工事を行います。工事に伴い交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 工事名  | 公共下水道污水管整備工事R2-3・R2-4・R2-5・R2-6 |
| 工事場所 | ①西枇杷島町宮前一丁目地内 外 ②春日長畑地内 外       |
| 工事期間 | 令和3年3月19日完了予定                   |



## 新川西部流域下水道 管きょ工事のお知らせ

次の場所で下水道工事を行います。工事に伴い交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

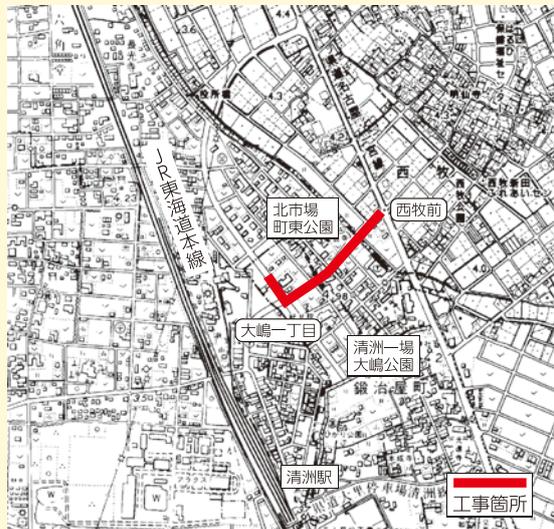
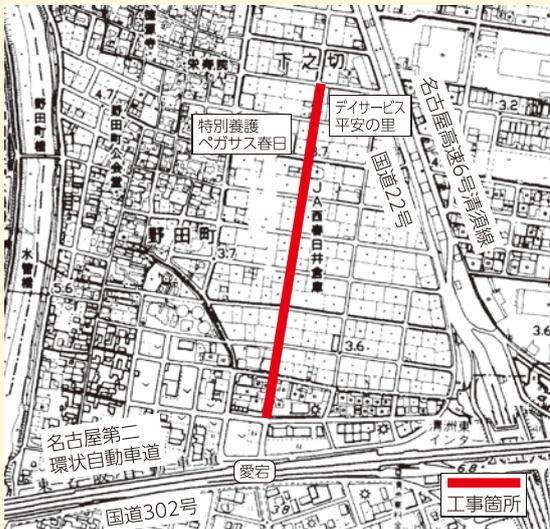
※管きょとは、下水を集めて処理場まで流すための「下水管」です。



新川西部流域下水道事業  
マスコットキャラクター  
みずまるくん

|      |  |
|------|--|
| 工事名  | 新川西部流域下水道事業<br>管きょ布設工事(春日第3工区)<br>[誰もが働きやすい現場環境整備工事] |
| 工事場所 | 春日長久寺地内始め  |
| 工事期間 | 10月上旬～令和3年8月下旬(予定)                                   |

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 工事名  | 新川西部流域下水道事業<br>管きょ布設工事(稲沢第1工区) |
| 工事場所 | 大嶋一丁目地内始め                      |
| 工事期間 | 10月上旬～令和3年7月下旬(予定)             |



■問合せ 県尾張建設事務所 尾張流域下水道出張所 施設課 ☎0568-71-4111

●不燃ごみ収集 ■坂町、東町、中河原、下河原…第1・3水曜日 ■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…第1・3土曜日 ■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…第2・4水曜日 ■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…第2・4水曜日 ■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…第1・3土曜日

## 「使用済み天ぷら油」の適正排出にご協力ください

市では、家庭から排出される「使用済み天ぷら油」の回収を市役所南館及び各資源ステーションで実施しており、回収された使用済み天ぷら油は、燃料や飼料として再利用されています。

しかしながら、灯油等の鉱物油が一部出される場合があり、使用済み天ぷら油と混合した結果、再利用ができなくなることがありますので、必ず回収対象となる油のみを排出してください。

|                        |  |   |
|------------------------|--|---|
| <p><b>回収対象となる油</b></p> | <p>家庭から排出されるサラダ油、コーン油、ごま油、オリーブ油などの<b>食用植物油</b><br/> <b>※ガソリン・灯油等の鉱物油やラードなどの動物性油は対象外となりますので出さないでください。</b></p>   |  |
| <p><b>出し方</b></p>      | <p>①ご家庭で使用済みとなった天ぷら油をペットボトル等の透明プラスチック容器に入れ、こぼれないようにしっかりふたを閉めてください。<br/>                 ②ボトルごとに設置された使用済み天ぷら油回収ボックスへ入れてください。<br/> <b>※ガラスびんや一斗缶等での排出はやめてください。</b></p> |   |
| <p><b>回収場所</b></p>     | <p>○市役所南館正面玄関口ビー（南館1階）<br/>                 ○新川・清洲・西枇杷島・春日地区の各資源ステーション<br/> <b>※回収日時については、市役所、各資源ステーションの開設日、開設時間内です。</b></p>   |   |

■問合せ 生活環境課（北館2階）



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

市民記者がゆく！  
 おすすめ分け  
**まちなかWatch 62**  
 市民記者 成瀬 瞳

私は仕事でサンプルとしていただいた食品を、友人や近所の方に「おすすめ分け」をしています。今回、市社会福祉協議会で「フードドライブ」を始めたことを知り、お話を伺いに行ってきました。昨年秋から小規模で食品の寄付を募ろうと企画し、4月からスタートしたそうです。寄附していただいた食品は市役所などと連携し、市内の生活困窮家庭に届けています。食品のロス削減につながり、お家で気軽にできるボランティアとして、受付件数は徐々に増えています。

新型コロナウイルスの影響もあり、需要が増えている中で、食品がまだ十分に集まっていないこと、ガスが休止している家庭は、お湯を沸かすことができないため、開封してそのまま食べられるレトルト食品を重宝していることなどが分かりました。また、外国の相談者も増え、宗教上食べられない物があることなどの課題点があるそうです。個人の寄附なので、多品種少量が集まり、大人数の対象者に同じような食品を均等に配付するのが難しいことも分かりました。



▲社会福祉協議会のフードドライブに参加しました

水道がでない家庭もあるため、ペットボトルの水は特に需要が高いそうです。現在は、社会福祉協議会に直接食品を持っていく必要がありますが、将来、各地域のイベントなどで回収箱を設置し、缶詰1缶でも気軽に寄附できるようにし、食品の量が増えたらサロンの子ども食堂にも供給していきたいそうです。皆さんも近所さんにおすすめ分けをするような気軽な気持ちで、始めてみてはいかがでしょうか。